

食安監発0730第2号
平成21年7月30日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

対香港輸出食鳥肉の取扱いについて

対香港輸出食鳥肉（内臓等を含む。以下「食鳥肉等」という。）の衛生証明書については平成18年11月24日付け食安監発第1124001号により取り扱っているところです。

このことについては、愛知県において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことを受け、平成21年3月2日付け食安監発第0302002号により衛生証明書に当該製品が愛知県由来でない旨追記するよう依頼したところですが、今般、農林水産省から別添のとおり当該追記が不要となった旨の連絡があったことから、今後発行する衛生証明書には当該追記を記載しないようお願いいたします。